

## 香港における TDM（テキストおよびデータマイニング）例外規定の導入の可能性？

2024 年 8 月

ジェネレーティブ AI は、小売業界からヘルスケア、そして芸術分野まで、さまざまな業界に変革をもたらしています。ジェネレーティブ AI の台頭に伴い、海外では、AI の進歩に歩調を合わせるために、法律や規制の見直しや更新が行われています。香港政府もこれに追随し、現行の著作権法の見直しを行い、今年 7 月には著作権と AI に関するパブリックコンサルテーションを行いました。コンサルテーションの一環として、テキストおよびデータマイニング（以下、TDM）の例外規定の導入の可能性に焦点が当てられています。

TDM とは一般的に、あらゆる種類の大量のデータ（数値、テキスト、画像など）を分析し、傾向やパターンを特定するための計算技術の利用を指します。計算データ分析中に収集、使用、保存されるデータや情報は、著作物を含む可能性があり、著作権の問題が生じる可能性があります。

コンサルテーションペーパーでは、他の管轄区域における TDM 活動の例外に関する有益な概要が提供されています。EU、日本、シンガポール、英国は、TDM 活動に対する特定の著作権例外を導入しています。EU、日本、シンガポールにおける TDM の例外は商業利用および非商業利用の両方に適用されていますが、英国においては、TDM の例外は非商業研究のみに限定されています。また、EU では、この例外規定には「オプトアウト」オプション（すなわち、著作権所有者が AI 活動から自身の作品を除外することを認めるオプション）があることも注目に値します。これに対し、米国には明確な TDM 例外規定はありませんが、米国著作権法の無制限のフェアユース例外規定が、特定の TDM 活動をカバーしている可能性があります。

香港の著作権条例（Cap. 528）には、特定の状況下で著作権作品の公正な取り扱いを認めるいくつかの著作権例外が含まれています。しかし、TDM 活動における著作権作品の使用に関する例外は、現時点では規定されていません。

コンサルテーションペーパーでは、TDM 例外の導入に関する賛成・反対の意見がいくつか提示されています。

### TDM 例外を支持する意見

- AI システムに著作物を教えるためのアクセシビリティを促進する
- 研究者や分析者が大量のデータを調査する際にテキストやデータマイニングを使用することを許可する
- 香港の著作権法を海外の法域の著作権法と一致させる。

## TDM 例外を導入しないことの利点

- ライセンススキーム（すなわち、ライセンスされた著作物でトレーニングされる生成型 AI モデル）など、現在の市場慣行を妨げる可能性がある
- 技術の変化に対応できない可能性がある。

香港政府は、TDM 例外規定の全体的な利益が香港の著作権法に盛り込むことを正当化すると考えている。潜在的なマイナス面は、著作権所有者に適切な保護措置を講じることで相殺できる。最先端の研究は競争の激しい分野であり、香港で活動する企業や研究者は TDM 例外規定の恩恵を受ける可能性がある。

現段階では TDM 例外規定の文言は提案されていないが、香港政府はコンサルテーションペーパーで以下の提案を行っている。

- 1 提案されている TDM 例外規定に商業利用と非商業利用の両方を含めること、および
- 2 提案されている TDM 例外規定に条件を課すこと、例えば、著作権対象物への合法的なアクセスを要求すること、ライセンススキームが利用可能な場合は TDM 活動を許可しないこと、著作権所有者のオプトアウトオプションを含めること、など。

また、コンサルテーションペーパーでは、AI に関連するその他の著作権問題、例えば AI 生成の著作物から生じる著作権侵害の問題についても取り上げています。

意見募集文書は[こちら](#)から、香港政府のプレスリリースは[こちら](#)からご覧いただけます。



*Hank Leung*

パートナー

+85222486033  
[hank.leung@twobirds.com](mailto:hank.leung@twobirds.com)



*Nicholle Yu*

アソシエイト

+85222486123  
[nicholle.yu@twobirds.com](mailto:nicholle.yu@twobirds.com)



音琴涼子

日本グループ部長

+85222486126  
[Ryoko.nekoto@twobirds.com](mailto:Ryoko.nekoto@twobirds.com)

# Thank you

twobirds.com

Abu Dhabi • Amsterdam • Beijing • Bratislava • Brussels • Budapest • Casablanca • Copenhagen • Dubai  
• Dublin • Dusseldorf • Frankfurt • The Hague • Hamburg • Helsinki • Hong Kong • London • Lyon  
• Madrid • Milan • Munich • Paris • Prague • Rome • San Francisco • Shanghai • Shenzhen • Singapore  
• Stockholm • Sydney • Tokyo • Warsaw

The information given in this document concerning technical legal or professional subject matter is for guidance only and does not constitute legal or professional advice. Always consult a suitably qualified lawyer on any specific legal problem or matter. Bird & Bird assumes no responsibility for such information contained in this document and disclaims all liability in respect of such information.

This document is confidential. Bird & Bird is, unless otherwise stated, the owner of copyright of this document and its contents. No part of this document may be published, distributed, extracted, re-utilised, or reproduced in any material form.

Bird & Bird is an international legal practice comprising Bird & Bird LLP and its affiliated and associated businesses.

Bird & Bird LLP is a limited liability partnership, registered in England and Wales with registered number OC340318 and is authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority (SRA) with SRA ID497264. Its registered office and principal place of business is at 12 New Fetter Lane, London EC4A 1JP. A list of members of Bird & Bird LLP and of any non-members who are designated as partners, and of their respective professional qualifications, is open to inspection at that address.